

横須賀市・三浦市消防広域化協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横須賀市・三浦市消防広域化協議会規約（平成27年7月1日施行。以下「規約」という。）第13条第3項の規定に基づき、横須賀市・三浦市消防広域化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事会の種類は、一般行政幹事会及び消防行政幹事会とする。

2 幹事会は、別表中欄に掲げる職員をもって組織し、同表右欄に掲げる所管事項について協議するものとする。

(幹事長等)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、横須賀市消防局総務課長をもって充て、副幹事長は、三浦市消防本部消防署長をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、規約第12条第2項に定める委員長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、協議会事務局において行う。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

会名	幹事	所管事項
一般行政幹事会	各消防本部の総務課長 各市の関係課長	<ul style="list-style-type: none">・財産等の取扱いに関する事。・負担割合及び負担方法に関する事。・人事事項に関する事。・その他総務及び財務について必要な事項
消防行政幹事会	各消防本部の課長	<ul style="list-style-type: none">・消防実務に係る事務事業及び例規に関する事。・消防組織に関する事。・警防上の運用に関する事。・各種更新計画に関する事。・その他消防実務について必要な事項・予防及び査察に係る例規のすり合わせに関する事。・防火協力団体及び危険物安全協会に関する事。・その他予防及び査察について必要な事項